

労災保険

遺族(補償)等給付 葬祭料等(葬祭給付) の請求手続



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

業務または通勤が原因で亡くなった労働者の遺族に対し、遺族補償給付（業務災害の場合）、複数事業労働者遺族給付（複数業務要因災害の場合）または遺族給付（通勤災害の場合）が支給されます。

また、葬祭を行った遺族などに対して、葬祭料（業務災害の場合）、複数事業労働者葬祭給付（複数業務要因災害の場合）または葬祭給付（通勤災害の場合）が支給されます。

給付の種類

遺族（補償）等給付には、遺族（補償）等年金と遺族（補償）等一時金の2種類があります。

遺族（補償）等年金

遺族（補償）等年金は、次に説明する「受給資格者」（受給する資格を有する遺族）のうちの最先順位者（「受給権者」といいます。）に対して支給されます。

受給資格者

遺族（補償）等年金の受給資格者となるのは、被災労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹ですが、妻以外の遺族については、被災労働者の死亡の当時に一定の高齢または年少であるか、あるいは一定の障害の状態にあることが必要です。

なお、「被災労働者の死亡の当時、労働者の収入によって生計を維持していた」とは、もっぱらまたは主として被災労働者の収入によって生計を維持していた場合だけでなく、被災労働者の収入によって生計の一部を維持していた、いわゆる「共稼ぎ」の場合もこれに含まれます。

受給権者となる順位は次のとおりです。

- ① 妻または60歳以上か一定障害の夫
- ② 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか一定障害の子
- ③ 60歳以上か一定障害の父母
- ④ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか一定障害の孫
- ⑤ 60歳以上か一定障害の祖父母
- ⑥ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか60歳以上または一定障害の兄弟姉妹
- ⑦ 55歳以上60歳未満の夫
- ⑧ 55歳以上60歳未満の父母
- ⑨ 55歳以上60歳未満の祖父母
- ⑩ 55歳以上60歳未満の兄弟姉妹

※ 一定の障害とは、障害等級第5級以上の身体障害をいいます。

※ 配偶者の場合、婚姻の届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にあった方も含まれます。また、被災労働者の死亡の当時、胎児であった子は、生まれたときから受給資格者となります。

※ 最先順位者が死亡や再婚などで受給権を失うと、その次の順位の者が受給権者となります(これを「転給」といいます)。

※ ⑦～⑩の55歳以上60歳未満の夫・父母・祖父母・兄弟姉妹は、受給権者となっても、60歳になるまでは年金の支給は停止されます(これを「若年停止」といいます)。

給付の内容

遺族数（受給権者および受給権者と生計を同じくしている受給資格者の数）などに応じて、遺族（補償）等年金、遺族特別支給金、遺族特別年金が支給されます。

なお、受給権者が2人以上あるときは、その額を等分した額がそれぞれの受給権者が受ける額となります。

遺族数	遺族（補償）等年金	遺族特別支給金（一時金）	遺族特別年金
1人	給付基礎日額の153日分（ただし、その遺族が55歳以上の妻または一定の障害状態にある妻の場合は給付基礎日額の175日分）	300万円	算定基礎日額の153日分（ただし、その遺族が55歳以上の妻または一定の障害状態にある妻の場合は算定基礎日額の175日分）
2人	給付基礎日額の201日分		算定基礎日額の201日分
3人	〃 223日分		〃 223日分
4人以上	〃 245日分		〃 245日分

船員については、労災保険給付に加え、船員保険から給付される場合もあります。

給付基礎日額

「給付基礎日額」とは、原則として、労働基準法の平均賃金に相当する額をいいます。

平均賃金とは、原則として、業務上または通勤による負傷や死亡の原因となった事故が発生した日または医師の診断によって疾病の発生が確定した日（賃金締切日が定められているときは、傷病発生日の直前の賃金締切日）の直前3か月間にその労働者に対して支払われた賃金の総額（ボーナスや臨時に支払われる賃金を除く）を、その期間の暦日数で割った1日当たりの賃金額です。

なお、複数事業労働者の給付基礎日額については、原則、複数就業先に係る給付基礎日額に相当する額を合算した額となります。

年金としての保険給付（注1）の額の算定の基礎となる給付基礎日額は、毎年、前年度と比較した賃金水準（注2）の変動率に応じて増額または減額（スライド）されます。また、年齢階層別の最低・最高限度額も適用されます（年金給付基礎日額）。

船員については、給付基礎日額の特例があります。

（注1）傷病（補償）等年金、障害（補償）等年金、遺族（補償）等年金

（注2）厚生労働省が作成している「毎月勤労統計」における労働者1人当たりの平均給与額

算定基礎日額

「算定基礎日額」とは、原則として、業務上または通勤による負傷や死亡の原因である事故が発生した日または診断によって病気にかかったことが確定した日以前1年間にその労働者が事業主から受けた特別給与の総額を算定基礎年額として365で割った額です。特別給与とは、給付基礎日額の算定の基礎から除外されているボーナスなど3か月を超える期間ごとに支払われる賃金をいい、臨時に支払われた賃金は含まれません。

なお、複数事業労働者の算定基礎日額については、原則、複数就業先に係る算定基礎年額に相当する額を合算した額を365で割った額となります。

特別給与の総額が給付基礎年額（給付基礎日額の365倍に相当する額）の20%に相当する額を上回る場合には、給付基礎年額の20%に相当する額が算定基礎年額となります。ただし、150万円が限度額です。

請求の手続き

所轄の労働基準監督署長に、「遺族補償年金・複数事業労働者遺族年金支給請求書」（様式第12号）または「遺族年金支給請求書」（様式第16号の8）を提出してください。

なお、特別支給金の支給申請は、原則として遺族（補償）等給付の請求と同時に、同一の様式で行うことになります。

船員については、船員保険分を全国健康保険協会（協会けんぽ）に請求する場合があります。

● 受給権者が2人以上いる場合

同順位の受給権者が2人以上いるときは、そのうちの1人を年金の請求、受領についての代表者とするになっています。

世帯を異にし、別々に暮らしている場合などやむを得ない事情がある場合は別として、原則として同順位の受給権者がそれぞれ年金を等分して受領することは認められません。

代表者の選任は、年金を請求するときまたは転給により年金を請求するときなどに「遺族（補償）等年金代表者選任（解任）届」（年金申請様式第7号）を所轄労働基準監督署長へ提出してください。

● 提出に当たって必要な添付書類

こういうときは	添付書類
必ず添付するもの	死亡診断書、死体検案書、検視調書またはそれらの記載事項証明書など、被災労働者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
	戸籍の謄本、抄本など、請求人および他の受給資格者と被災労働者との身分関係を証明することができる書類
	請求人および他の受給資格者が被災労働者の収入によって生計を維持していたことを証明することができる書類
請求人または他の受給資格者が被災労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるとき	その事実を証明する書類
請求人および他の受給資格者のうち一定の障害の状態にあることにより受給資格者となっているとき	被災労働者の死亡時から引き続き当該障害の状態にあることを証明することができる書類（診断書など）
受給資格者のうち、請求人と生計を同じくしている者があるとき	その事実を証明する書類
妻が障害の状態にある場合	被災労働者の死亡の時以後障害の状態にあったことおよびその障害の状態が生じまたはその事情がなくなった時を証明することができる書類（診断書など）
同一の事由により、遺族厚生年金、遺族基礎年金、寡婦年金等が支給される場合	支給額を証明することができる書類

※この他、必要とする書類を提出していただく場合があります。

● 個人番号の取扱いについて

「遺族補償年金・複数事業労働者遺族年金支給請求書」（様式第12号）または「遺族年金支給請求書」（様式第16号の8）を提出される際には、請求人の個人番号を記入してください。

記入いただいた個人番号を活用することで、住民票の写しの提出を省略することができます。

労働基準監督署の窓口に出提出される場合は、封筒に入れるなどして周囲の人の目に触れないようご注意ください。

また、個人番号が記載された請求書等を提出される際には、本人確認（個人番号確認と身元（実在）確認）を行いますので、本人確認書類をご用意ください。

（本人確認書類の例）

①個人番号カード

②通知カード、個人番号付き住民票など + 運転免許証、パスポートなど

労働基準監督署に郵送される場合は、普通郵便による提出も受理いたしますが、漏えい、紛失等の事故を防止するため、できるだけ、追跡可能な簡易書留などによる方法で提出してください。また、本人確認のため本人確認書類の写しを同封してください。

詳しくは労働基準監督署にご相談ください。

請求に関する時効

遺族（補償）等年金は、被災労働者が亡くなった日の翌日から5年を経過すると、時効により請求権が消滅しますのでご注意ください。それまでに請求書を提出した場合には、請求権の時効の問題はなくなります。

請求書記入例

業務災害用
複数業務要因災害用

労働者災害補償保険

[illegible]

「年金新規報告書提出」

通勤災害の場合は様式第16
号の8

同一の事由により厚生年金
保険等の年金を支給される
場合にのみ記入してください。

事業主等の証明が必要です。支店長等選任が事業者に代り、当該支店長等の証明を受けてください。

「事業主等の氏名」欄には氏名だけでなく代表取締役等の「役職名」も記入してください。

ただし、働いている会社が廃止されていても、場合や会など、事業主証明が得られない場合であっても、労災請求はできますので、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

請求人（申請人）以外で遺族補償年金または複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族を記入してください。

本件手続を社会保険労務士に委託する場合は、口にレ点を記入してください。

請求（申請）される方の個人番号を記入してください。

① 労働者の基本情報										② 労働者の氏名・生年月日・性別										③ 労働者の職種・所属事業場										④ 労働者の労働年月日・賃金																													
府県所管管轄基幹番号枝番号										氏名 厚労 太郎 (男)										生年月日 昭和 〇〇 年 2 月 16 日 (〇〇歳)										令和 4 年 9 月 4 日																													
⑤ 年金証書の番号										職 種										⑥ 死亡年月日										令和 4 年 9 月 4 日																													
管轄局種別西暦年番号号枝番号										所属事業場 名称・所在地										⑦ 平均賃金										5,726 円 23 銭																													
⑧ 災害の原因及び発生状況										(あ)どのような場所で(い)どのような作業をしているときに(う)どのような物又は機械に(え)どのような不安全又は有害な状態があつて(お)どのような災害が発生したかを簡明に記載すること										⑨ 特別給与の総額(年額)										770,000 円																													
当社工場内で、天井クレーンを操作していた工員が操作を誤って										運搬中の鉄骨を立てかけてあつた鉄板に当たつたため、それが倒れ										溶接作業中の厚労が下敷きになって死亡した。																																							
⑩ 死亡労働者の厚年等の年金証書の基礎年金番号・年金コード										⑪ 死亡労働者の被保険者資格の取得年月日										年 月 日																																							
厚生年金保険法のイ 遺族年金										国民年金法のイ 遺族年金										船員保険法の遺族年金																																							
遺族年金										遺族年金										遺族年金																																							
支給される年金の額										支給されることとなつた年月日										所轄年金事務所等																																							
円										年 月 日																																																	
受けていない場合は、次のいずれかを○で囲む。										・裁定請求中 ・未加入 ・請求していない ・老齢年金等選択																																																	
⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿										事業の名称 ○○鉄工										電話(〇〇) 〇〇〇— 〇〇〇〇										〒 171— 〇〇〇〇																													
[注意]										事業場の所在地 東京都豊島区池袋										事業主の氏名 代表取締役 ○○ 剛																																							
⑫ 氏名(フリガナ)										生年月日										住所(フリガナ)										死亡労働者との関係										障害の有無										請求人(申請人)の代表者を選任しないときは、その理由									
コバノコ ハナコ										昭和 〇〇 ・ 9 ・ 2										チヨダクカスミガセキ 千代田区霞が関1-2-2										妻										ある(ない)																			
厚労 花子																																																											
氏名(フリガナ)										生年月日										住所(フリガナ)										死亡労働者との関係										障害の有無										請求人(申請人)と生計を同じくしているか									
コバノコ トミ										平成 〇〇 ・ 7 ・ 12										チヨダクカスミガセキ 千代田区霞が関1-2-2										長女										ある(ない)										いる・いない									
厚労 瞳																																																											
⑬ 添付する書類その他の資料名										※金融機関店舗コード										銀行・金庫										△△										本所・本所出張所																			
年金の払渡しを受けることを希望する希金融機関又は郵便局										⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿										⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿										⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿										⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿																			
(登録している公金受取口座を利用します:口)										⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿										⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿										⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿										⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿																			
⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿										⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿										⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿										⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿										⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿																			
⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿										⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿																																																	

年金の支払月

遺族(補償)等年金は、支給要件に該当することとなった月の翌月分から支給され、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6期に、それぞれの前2か月分が支払われます。

様式第12号(裏面)

有	有の場合のその数 (ただし表面の事業場を含まない)	⑩その他就業先の有無 有の場合でいずれかの事業で特別加入している場合の特別加入状況 (ただし表面の事業を含まない)
無	社	労働保険事務組合又は特別加入団体の名称
労働保険番号(特別加入)		加入年月日
		年 月 日
		給付基礎日額
		円

(注意)

- ※印欄には記載しないこと。
- 事項を選択する場合には該当する事項を○で囲むこと。
- ③の死亡労働者の「所属事業場名称・所在地」欄には、死亡労働者が直接所属していた事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、死亡労働者が直接所属していた支店、工事現場等を記載すること。
- ⑦には、平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間が含まれている場合に、当該平均賃金に相当する額がその期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金に相当する額に満たないときは、当該みなして算定した平均賃金に相当する額を記載すること(様式第8号の別紙1に内訳を記載し添付すること。ただし、既に提出されている場合を除く。)
- ⑧には負傷又は発病の日以前1年間(雇入後1年に満たない者については、雇入後の期間)に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金の総額を記載すること(様式第8号の別紙1に内訳を記載し添付すること。ただし、既に提出されている場合を除く。)
- 死亡労働者が傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金を受けていた場合には、
 - ①、④及び⑥には記載する必要がないこと。
 - ②には、傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金に係る年金証書の番号を記載すること。
 - 事業主の証明を受ける必要がないこと。
- 死亡労働者が特別加入者であった場合には、
 - ⑦にはその者の給付基礎日額を記載すること。
 - ⑧は記載する必要がないこと。
 - ④及び⑥の事項を証明することができる書類その他の資料を添えること。
 - 事業主の証明を受ける必要がないこと。
- ⑨から⑫までに記載することができない場合には、別紙を付して所要の事項を記載すること。
- この請求書(申請書)には、次の書類その他の資料を添えること。ただし、個人番号が未提出の場合を除き、(2)、(3)及び(5)の書類として住民票の写しを添える必要はないこと。
 - 労働者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類
 - 請求人(申請人)及び請求人(申請人)以外の遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族と死亡労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本(請求人(申請人)又は請求人(申請人)以外の遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族が死亡労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類)
 - 請求人(申請人)及び請求人(申請人)以外の遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族(労働者の死亡の当時胎児であつた子を除く。)が死亡労働者の収入によつて生計を維持していたことを証明することができる書類
 - 請求人(申請人)及び請求人(申請人)以外の遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族のうち労働者の死亡の時から引き続き障害の状態にある者については、その事実を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
 - 請求人(申請人)以外の遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族のうち、請求人(申請人)と生計を同じくしている者については、その事実を証明することができる書類
 - 障害の状態にある妻については、労働者の死亡の時以後障害の状態にあつたこと及びその障害の状態が生じ、又はその事情がなくなった時を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
- ⑬については、次により記載すること。
 - 遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金の支給を受けることとなる場合において、遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金の払渡しを金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)から受けることを希望する者にあつては「金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)」欄に、遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金の払渡しを郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から受けることを希望する者にあつては「郵便貯金銀行の支店等又は郵便局」欄に、それぞれ記載すること。
なお、郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から払渡しを受けることを希望する場合であつて振込によらないときは、「預金通帳の記号番号」の欄は記載する必要はないこと。
 - 請求人(申請人)が2人以上ある場合において代表者を選任しないときは、⑩の最初の請求人(申請人)について記載し、その他の請求人(申請人)については別紙を付して所要の事項を記載すること。
- 「個人番号」の欄については、請求人(申請人)の個人番号を記載すること。
- 本件手続を社会保険労務士に委託する場合は、「請求人(申請人)の氏名」欄の下に○にレ点を記入すること。
- ⑭「その他就業先の有無」で「有」に○を付けた場合は、様式第8号の別紙3をその他就業先ごとに記載すること。その際、その他就業先ごとに様式第8号の別紙1を記載し添付すること。なお、既に他の保険給付の請求において記載している場合は、記載の必要がないこと。
- 複数事業労働者遺族年金の請求は、遺族補償年金の支給決定がなされた場合、遡って請求されなかったものとみなされること。
- ⑮「その他就業先の有無」欄の記載がない場合又は複数就業していない場合は、複数事業労働者遺族年金の請求はないものとして取り扱うこと。

複数の事業場で就業されている場合、「有」に○をつけ、事業場数を記入してください。ここで記入された事業場ごとに様式第8号(通勤災害の場合は様式第16号の6)別紙1から別紙3の作成が必要となります。ただし、すでに休業(補償)等給付の請求時に別紙1から別紙3を提出している場合は不要です。

複数の事業場で就業されている場合で、かつ特別加入している場合に記入してください。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電話番号
			() —

様式第16号の8で請求する
場合に添付します。

災害時の通勤の種別について、該当する記号を記入してください。

災害発生の事実を確認した方の氏名を記入します。該当者がいない場合は、災害発生の報告を受けた事業場の方の職名、氏名を記入してください。

1. ①は、災害時の通勤の種別がハの場合には、移動の終点たる就業の場所における就業開始の予定年月日及び時刻を、ニの場合には、後続するイの移動の終点たる就業の場所における就業開始の予定の年月日及び時刻を記載すること。
2. ②は、災害時の通勤の種別がハの場合には、移動の起点たる就業の場所における就業終了の年月日及び時刻を、ホの場合には、先行するロの移動の起点たる就業の場所における就業終了の年月日及び時刻を記載すること。
3. ③は、災害時の通勤の種別がハの場合には、移動の起点たる就業の場所を離れた年月日及び時刻を記載すること。
4. ④は、通常の通勤の経路を図示し、災害発生の場合及び災害の発生の日に居住又は就業の場所から災害発生 の場所に至った経路を朱線等を用いてわかりやすく記載するとともに、その他の事項についてもできるだけ詳細に記載すること。

遺族(補償)等一時金

(1) 遺族(補償)等一時金が支給される場合

次のいずれかの場合に支給されます。

- ① 被災労働者の死亡の当時、遺族(補償)等年金を受ける遺族がない場合
- ② 遺族(補償)等年金の受給権者が最後順位者まですべて失権したとき、受給権者であった遺族の全員に対して支払われた年金の額および遺族(補償)等年金前払一時金(11ページ参照)の額の合計額が、給付基礎日額の1,000日分に満たない場合

(2) 受給権者

遺族(補償)等一時金の受給資格者は、①～④にあげる遺族でこのうち最先順位者が受給権者となります(②～③の中では、子・父母・孫・祖父母の順)。同順位者が2人以上いる場合は、それぞれ受給権者となります。

なお、子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の身分は、被災労働者の死亡の当時の身分です。

- ① 配偶者
- ② 労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子・父母・孫・祖父母
- ③ その他の子・父母・孫・祖父母
- ④ 兄弟姉妹

給付の内容

①被災労働者の死亡当時遺族(補償)等年金を受ける遺族がない場合

前記(1)の①の場合は、(2)の受給権者に下表の額が支給されます。

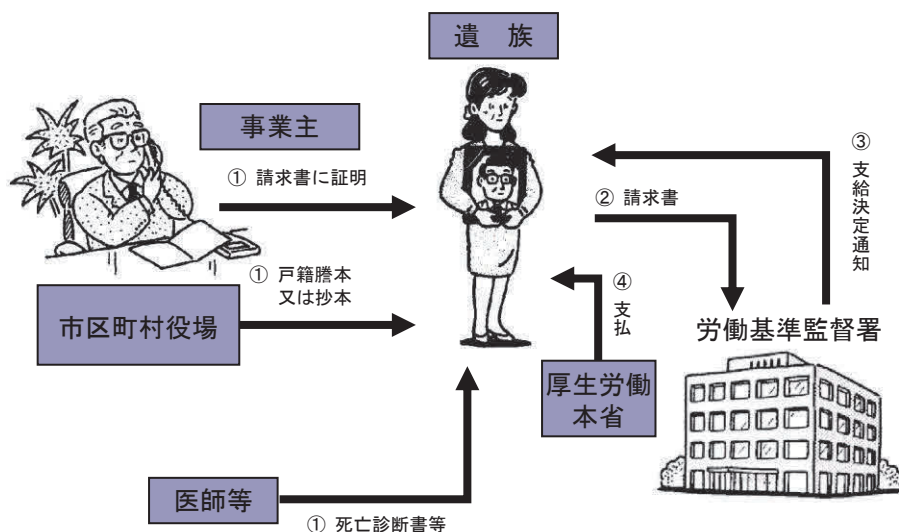
遺族(補償)等一時金	遺族特別支給金	遺族特別一時金
給付基礎日額の1,000日分	300万円	算定基礎日額の1,000日分

②遺族(補償)等年金の受給権者が最後順位者まですべて失権したとき、受給権者であった遺族の全員に対して支払われた年金の額および遺族(補償)等年金前払一時金の額の合計額が給付基礎日額の1,000日分に満たない場合

前記(1)の②の場合は、(2)の受給権者に下表の額が支給されます。

遺族(補償)等一時金	遺族特別支給金	遺族特別一時金
給付基礎日額の1,000日分から、すでに支給された遺族(補償)等年金等の合計額を差し引いた金額	—	算定基礎日額の1,000日分から、すでに支給された遺族特別年金の合計額を差し引いた金額

請求の手続き



所轄の労働基準監督署長に、「遺族補償一時金・複数事業労働者遺族一時金支給請求書」(様式第15号)または「遺族一時金支給請求書」(様式第16号の9)を提出してください。

なお、特別支給金の支給申請は、原則として遺族(補償)等一時金の請求と同時に行うこととなっております。様式も同一です。

● 提出に当たって必要な添付書類

こういうときは	添付書類
被災労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあったとき	その事実を証明する書類
被災労働者の収入によって生計を維持していた者である場合	その事実を証明する書類
被災労働者の死亡当時、遺族(補償)等年金を受けることのできる遺族がいない場合	ア 死亡診断書、死体検案書、検視調書またはそれらの記載事項証明書など、被災労働者の死亡の事実および死亡の年月日を証明することができる書類 イ 戸籍の謄本、抄本など、請求人と死亡した労働者との身分関係を証明することができる書類
遺族(補償)等年金の受給権者が最後順位者まで全て失権した時で、受給権者であった遺族の全員に対して支払われた年金の額および遺族(補償)等年金前払一時金の額の合計額が給付基礎日額の1,000日分に満たない場合	上記イの書類

※この他、必要とする書類を提出していただく場合があります。

請求に関する時効

遺族(補償)等一時金は、遺族(補償)等年金の場合と同様に、被災労働者が亡くなった日の翌日から5年を経過すると、時効により請求権が消滅しますのでご注意ください。それまでに請求書を提出した場合には、請求権の時効の問題はなくなります。

請求書記入例

様式第16号(裏面)

労働者災害補償保険
遺族補償一時金 支給請求書
遺族特別支給金 支給申請書
遺族特別一時金 支給申請書

この用紙には災害の発生した事業場または主に負荷があったと考える事業場について記載してください。

① 労働保険番号		フリガナ		④ 負傷又は発病年月日	
府県	所掌	氏名	コウロウ イチロウ	令和3年8月1日	
12	10	死亡	厚労 一郎 (男)	午前10時30分頃	
01	03	生年月日	平成0年12月10日(00歳)	⑤ 死亡年月日	
45	60	労働者	トラック運転手	令和3年8月1日	
00	00	職種		⑥ 平均賃金	
② 年金証書の番号		所属事業場名所在地		⑦ 特別給与の総額(年額)	
管轄局	種別	千葉市中央区栄町00		768,000円	
西暦年	番	事業主の氏名			
00	00	代表取締役 00達夫			
③ 災害の原因及び発生状況 (あ)どのような場所(い)どのような作業をしていたときに(う)どのような物又は環境に(え)どのような不安全又は有害な状態があった(お)どのような災害が発生したかを簡明に記載すること					
〇〇商店へ商品の配達を終えた帰路、千葉市稲毛区作草部町の路上で厚労が運転する小型トラックがタンパカーと衝突、即死した。					
⑧ ③の者については、④及び⑥から⑧までに記載したとおりであることを証明します。					
令和3年8月7日		事業の名称		電話(000)000-0000	
		〇〇株式会社		〒280-X000	
		事業場の所在地			
		千葉市中央区栄町00			
		事業主の氏名			
		代表取締役 〇〇達夫			
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)					
⑨	フリガナ	生年月日	フリガナ	死亡労働者との関係	請求人(申請人)の代表者を選任しないときはその理由
精申	氏名	昭和5年5月2日	千代田区霞が関1-2-2	父	
求	厚労 太郎	昭和9年9月28日	同上	母	
入	厚労 里子	年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
⑩ 添付する書類その他の資料名		死亡診断書・戸籍謄本			

通勤災害の場合は様式第16号の9

被災労働者の直接所属する事業場が一括適用の取扱いをしている支店、工場、工事現場等の場合に記入してください。

事業主の証明が必要です。支店長等が事業主の代理人として選任されている場合には、当該支店長等の証明を受けてください。「事業主の氏名」欄には氏名だけでなく代表取締役等の「役職名」も記入してください。ただし、働いていた会社が廃止されている場合や、会社が事業主証明を拒否するなど、事業主証明が得られない場合であっても労災請求はできますので、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

請求人(申請人)が2人以上いるときはそれぞれ連記してください。

添付する書類その他の資料名を記入してください。

上記により
遺族補償一時金 支給請求書
遺族特別支給金 支給申請書
遺族特別一時金 支給申請書

〒100-8916 電話(00)0000-0000

令和3年8月8日
千葉 労働基準監督署長 殿

請求人(申請人)の住所 千代田区霞が関 1-2-2
氏名 厚労 太郎

振込を希望する金融機関の名称		預金の種類及び口座番号	
〇〇	銀行 金庫 農協・信協・信組	△△	普通・当座 第123456号 口座名義人 厚労 太郎
本店・本所 出張所		支店 支所	

様式第15号(裏面)

⑩その他就業先の有無	
有	有の場合のその数 (ただし表面の事業場を含まない)
無	社
有の場合でいずれかの事業で特別加入している場合の特別加入状況 (ただし表面の事業を含まない)	
労働保険事務組合又は特別加入団体の名称	
労働保険番号(特別加入)	加入年月日
	年 月 日
	給付基礎日額
	円

〔注意〕

- 事項を選択する場合には該当する事項を○で囲むこと。
- ②には、死亡労働者の傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金に係る年金証書の番号を記載すること。
- ③の死亡労働者の所属事業場名称・所在地欄には、死亡労働者が直接所属していた事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、死亡労働者が直接所属していた支店、工事現場等を記載すること。
- 平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間が含まれている場合に、当該平均賃金に相当する額がその期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金に相当する額に満たないときは、当該みなして算定した平均賃金に相当する額を⑦に記載すること。
- ⑨には負傷又は発病の日以前1年間(雇入後1年に満たない者については雇入後の期間)に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金の総額を記載すること。
- 死亡労働者が休業補償給付、複数事業労働者休業給付及び休業特別支給金の支給を受けていなかった場合又は死亡労働者に関し遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金が支給されていなかった場合には、⑦の平均賃金の算定内訳及び⑧の特別給与の総額(年額)の算定内訳を別紙(様式第8号の別紙1に内訳を記載し使用すること。)を付して記載すること。ただし、既に提出されている場合を除く。
- 死亡労働者に関し遺族補償年金若しくは複数事業労働者遺族年金が支給されていた場合又は死亡労働者が傷病補償年金若しくは複数事業労働者傷病年金を受けていた場合には、
 - ①、④及び⑥には記載する必要がないこと。
 - 事業主の証明は受ける必要がないこと。
- 死亡労働者が特別加入者であった場合には、
 - ⑦にはその者の給付基礎日額を記載すること。
 - ⑨には記載する必要がないこと。
 - 事業主の証明は受ける必要がないこと。
- ⑨及び⑩の欄に記載することができない場合には、別紙を付して所要の事項を記載すること。
- この請求書(申請書)には、次の書類を添えること。
 - 請求人(申請人)が死亡した労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
 - 請求人(申請人)が死亡した労働者の収入によって生計を維持していた者であるときは、その事実を証明することができる書類
 - 労働者の死亡の当時遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族がない場合の遺族補償一時金若しくは複数事業労働者遺族一時金の支給の請求又は遺族特別支給金若しくは遺族特別一時金の支給の申請であるときは、次の書類
 - 労働者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調査書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類
 - 請求人(申請人)と死亡した労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本((1)の書類を添付する場合を除く。)
 - 遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅し、他に遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族がない場合の遺族補償一時金若しくは複数事業労働者遺族一時金の支給の請求又は遺族特別一時金の支給の申請であるときは、(3)のロの書類((1)の書類を添付する場合を除く。)
- 死亡労働者が特別加入者であった場合には、④及び⑥の事項を証明することができる書類その他の資料を添えること。
- ⑩の「その他就業先の有無」で「有」に○を付けた場合は、様式第8号の別紙3をその他就業先ごとに記載すること。その際、その他就業先ごとに様式第8号の別紙1を記載し添付すること。なお、既に他の保険給付の請求において記載している場合は、記載の必要がないこと。
- 複数事業労働者遺族一時金の請求は、遺族補償一時金の支給決定がなされた場合、遡って請求されなかったものとみなされること。
- ⑩「その他就業先の有無」欄の記載がない場合は複数就業していない場合は、複数事業労働者遺族一時金の請求はないものとして取り扱うこと。

複数の事業場で就業されている場合、「有」に○をつけ、事業場数を記入してください。ここで記入された事業場ごとに様式第8号(通勤災害の場合は様式第16号の6)別紙1から別紙3の作成が必要となります。ただし、すでに休業(補償)等給付の請求時に別紙1から別紙3を提出している場合は不要です。

複数の事業場で就業されている場合で、かつ特別加入している場合に記入してください。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電話番号
			() —

遺族(補償)等年金前払一時金

遺族(補償)等年金を受給することとなった遺族は、1回に限り、年金の前払いを受けることができます。

若年停止により年金の支給が停止されている場合でも、前払いを受けることができます。

給付の内容

前払一時金の額は、給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、800日分、1,000日分のなかから、希望する額を選択できます。

なお、前払一時金が支給されると遺族(補償)等年金は、各月分(1年たってからの分は法定利率で割り引いた額)の合計額が、前払一時金の額に達するまでの間支給停止されます。

請求の手続き

遺族(補償)等年金前払一時金の時効は、被災労働者が亡くなった日の翌日から2年です。それまでに請求書を提出した場合には、請求権の時効の問題はなくなります。

原則として、遺族(補償)等年金の請求と同時に、「遺族補償年金・複数事業労働者遺族年金・遺族年金前払一時金請求書」(年金申請様式第1号)を、所轄の労働基準監督署長に提出してください。

ただし、被災労働者が亡くなった日の翌日から2年以内で、かつ年金の支給決定の通知のあった日の翌日から1年以内であれば、遺族(補償)等年金を受けたあとでも前払一時金を請求することができます。この場合は、給付基礎日額の1,000日分から既に支給された年金の額の合計額を減じた額の範囲で請求していただくことになります。

請求書記入例

労働者災害補償保険

遺族補償年金
複数事業労働者遺族年金
遺族年金

前払一時金請求書

年金申請様式第1号

年金証書の番号を記入してください。

年金証書の番号		管轄局	種別	四捨五入	番号
		1 3	5	1 3	0 8 5 7
死亡労働者	氏名	労働 太郎			
	住所	千代田区霞が関1-2-2			
請求人	氏名	労働一夫	生年月日	千代田区霞が関1-2-2	
			明大昭平令 年 月 日		
			明大昭平令 年 月 日		
			明大昭平令 年 月 日		
			明大昭平令 年 月 日		
労災年金受給の有無を選択する ☒ 受けている ☐ 受けていない		請求する給付日数 (200 400 ☒ 600 800 1000 日分) 選択する			

請求する給付日数を○で囲んでください。

上記のとおり 遺族補償年金
複数事業労働者遺族年金
遺族年金 前払一時金を請求します。

振込を希望する銀行等の名称	令和3年5月16日
☒ 銀行 ☐ 金庫 ☐ 農協 ☐ 漁協 ☐ 信組	電話番号 00 0000 - 0000
☒ 本店 ☐ 支店 ☐ 支所	郵便番号 100 - 8916
預金の種類及び口座番号	請求人の住所 千代田区霞が関1-2-2
普通 当座 第 123456 号	氏名 労働一夫
名義人 労働一夫	中央 労働基準監督署長 殿

銀行等に振込を希望する場合は、請求人本人の口座番号を記入してください。

遺族(補償)等年金の受給権者が変わるとき

遺族(補償)等年金の受給権者が、次の理由によって年金を受けられなくなったときは、次順位の遺族が年金の支給を受けることとなります(「転給」といいます)。

- (1) 死亡したとき
- (2) 婚姻をしたとき(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます)
- (3) 直系血族または直系姻族以外の者の養子となったとき(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含みます)
- (4) 離縁によって、死亡した労働者との親族関係が終了したとき
- (5) 子、孫または兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したとき(被災労働者の死亡の時から引き続き一定障害の状態にあるときを除きます)
- (6) 一定障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき

請求の手続き

所轄の労働基準監督署長に「遺族補償年金・複数事業労働者遺族年金・遺族年金転給等請求書」(様式第13号)を提出してください。

なお、遺族特別年金の支給申請は、原則として転給の申請と同時に同一の様式で行うことになります。

● 提出に当たって必要な添付書類

こういうときは	添付書類
必ず添付するもの	戸籍の謄本、抄本など、請求人および請求人と生計を同じくしている他の受給資格者を被災労働者との身分関係を証明することができる書類
請求人および請求人と生計を同じくしている他の受給資格者のうち、一定の障害の状態にあることにより受給資格者となる者があるとき	被災労働者の死亡時から引き続き障害の状態にあることを証明することができる書類(診断書など)
受給資格者のうち、請求人と生計を同じくしている者があるとき	その事実を証明する書類

※この他、必要とする書類を提出していただく場合があります。

● 個人番号の取扱いについて

「遺族補償年金・複数事業労働者遺族年金・遺族年金転給等請求書」(様式第13号)を提出される際には、個人番号を記入してください。

記入いただいた個人番号を活用することで、住民票の写しの提出を省略することができます。

労働基準監督署の窓口に提出される場合は、封筒に入れるなどして周囲の人の目に触れないようご注意ください。また、個人番号が記載された請求書等を提出される際には、本人確認(個人番号確認と身元(実在)確認)を行いますので、本人確認書類をご用意ください。

(本人確認書類の例)

①個人番号カード

②通知カード、個人番号付き住民票など + 運転免許証、パスポートなど

労働基準監督署に郵送される場合は、普通郵便による提出も受理いたしますが、漏えい、紛失等の事故を防止するため、できるだけ、追跡可能な簡易書留などによる方法で提出してください。また、本人確認のため本人確認書類の写しを同封してください。

詳しくは労働基準監督署にご相談ください。

請求書記入例

様式第13号(表面)

① 死亡労働者の氏名		フリガナ 厚 太 郎		② 請求(申請)の事由		
生年月日		昭和〇〇年 12 月 2 日 (〇〇歳)		イ 先順位者の失権 ロ 胎児であった子の出生 ハ 先順位者の所在不明		
③ 請求申請人	フリガナ 氏名	生 年 月 日	住 所	死亡労働者との関係	障害の有無	代表者を選任しないときは、その理由
	厚 次 郎	平成〇〇年 6 月 19 日	千代田区霞が関1-2-2	子	ある・ない	
		年 月 日			ある・ない	
		年 月 日			ある・ない	
④ 既述者(遺族補償年金受給者)	フリガナ 氏名	生 年 月 日	住 所	死亡労働者との関係	年金証書の番号	
	厚 友 子	平成〇〇年 10 月 2 日	千代田区霞が関1-2-2	妻	管轄局 種別 西暦年 番 号 枝番号	
		年 月 日			1 4 5 9 0 0 0 2 6 0 2	
		年 月 日				
⑤ 厚生年金保険等の受給関係	当該死亡に関して支給される年金の種類					
	イ 遺族年金		イ 母子年金		ロ 準母子年金	
	ハ 遺児年金		ニ 寡婦年金		ホ 遺族基礎年金	
	船員保険法の遺族年金					
支給される年金の額		支給されることとなった年月日		所轄年金事務所等		
567,000 円		〇〇年 10 月 23 日		鶴見 社会保険事務所		
受けていない場合は、次のいずれかを○で囲む。 ・裁定請求中 ・不支給裁定 ・未加入 ・請求していない ・老齢年金等選択						
⑥ 請求人(遺族)とが受ける年金の種類	フリガナ 氏名	生 年 月 日	住 所	死亡労働者との関係	障害の有無	
	厚 順 子	平成〇〇年 9 月 30 日	千代田区霞が関1-2-2	子	ある・ない	
		年 月 日			ある・ない	
		年 月 日			ある・ない	
⑦ 添付する書類その他の資料名						
1、戸籍謄本 2、住民票の謄本						
⑧ 年金の払戻しを受けることを希望する金融機関又は郵便局	金融機関	支店等を除く	名 称	※金融機関店舗コード	本店・本所 出張所	
	〇〇			銀行・金庫 農協・漁協・信組	支店 支所	
	預金通帳の記号番号	普通 当座	第 123456 号			
	郵便局	郵便等又は郵便局	フリガナ 氏名	※郵便局コード		
所在地		都道府県		市郡 区		
預金通帳の記号番号		第 号				
⑨ 上記により 遺族特別年金の支給を請求します。						
令和4年 9 月 4 日 藤 沢 労働基準監督署長 殿						
請求人(代表者) 厚 次 郎 住所 千代田区霞が関1-2						
申請人(代表者) 厚 次 郎						
〒100-8916 電話(00) 0000-0000						
請求(申請)される方の個人番号を記入してください。						

葬祭料等(葬祭給付)について

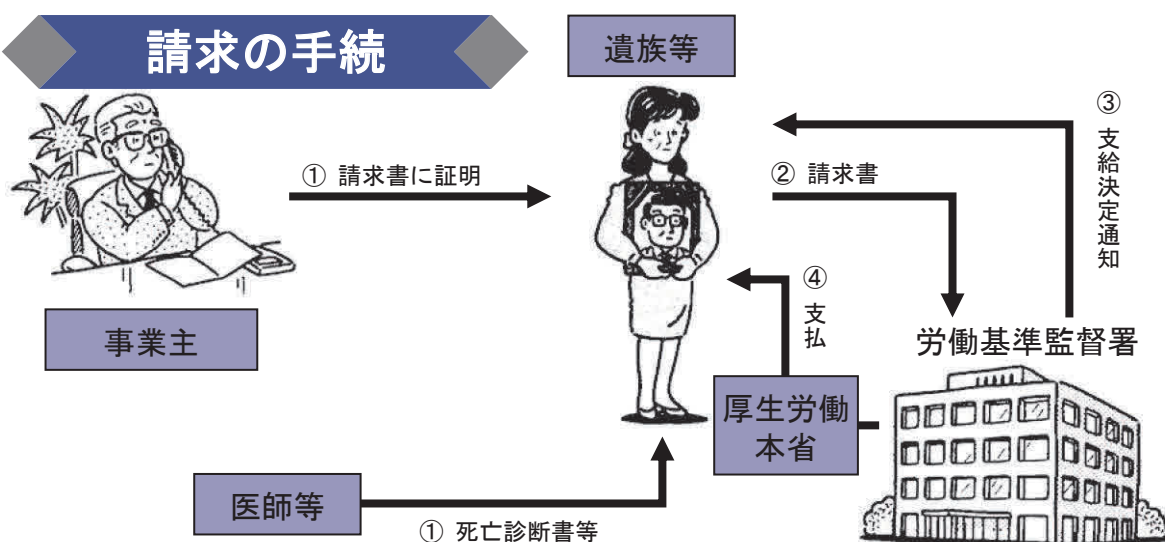
葬祭料等(葬祭給付)の支給対象は、必ずしも遺族とは限りませんが、通常は葬祭を行うにふさわしい遺族となります。

なお、葬祭を執り行う遺族がなく、社葬として被災労働者の会社が葬祭を行った場合は、その会社に対して葬祭料等(葬祭給付)が支給されることとなります。

給付の内容

葬祭料等(葬祭給付)の額は、330,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額です。この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分が支給額となります。

請求の手続



所轄の労働基準監督署長に、「葬祭料又は複数事業労働者葬祭給付請求書」(様式第16号)または「葬祭給付請求書」(様式第16号の10)を提出してください。

● 請求にあたって必要な添付書類について

死亡診断書、死体検案書、検視調書またはそれらの記載事項証明書など、被災労働者の死亡の事実および死亡の年月日を証明することができる書類が必要となります。ただし併せて遺族(補償)等給付の請求書を提出する際に添付してある場合には、必要ありません。

請求に関する時効

葬祭料等(葬祭給付)は、被災労働者が亡くなった日の翌日から2年を経過すると、時効により請求権が消滅しますのでご注意ください。それまでに請求書を提出した場合には、請求権の時効の問題はなくなります。

請求書記入例

様式第16号(表面)

労働災害用
複数業務要因災害用

労働者災害補償保険
葬祭料又は複数事業労働者葬祭給付請求書

① 労働保険番号					③ フリガナ		コウロウ ハナコ	
府県	所管	管轄	基礎番号	枝番号	氏名	厚労 花子		
37	1	011	123456	000	住所	千代田区霞が関1-2-2		
② 年金証書の番号					死亡労働者の関係	妻		
管轄局	種別	西暦年	番号		④ フリガナ			
					コウロウ 知			
死亡労働者の					氏名	厚労 太郎		
生年月日					平成〇〇年	4月	4日	(〇〇歳)
職 種					自動車運転手			
所属事業場名称所在地					⑤ 負傷又は発病年月日			
					令和3年7月18日			
					午前 2 時 40 分頃			
					⑦ 死 亡 年 月 日			
					令和3年7月18日			
⑥ 災害の原因及び発生状況 (あ)どのような場所(い)どのような作業をしているときに(う)どのような物又は環境に(え)どのような不安全な又は有害な状態が(お)どのような災害が発生したかを簡明に記載すること					⑧ 平 均 賃 金			
集金のため自転車で用務先〇〇商店へ 向う途中、市内高松町3番地交差点で、 後方から暴走してきたトラックに追突されて、頭 部を強打し、即死した。					5,884 円 50 銭			
④の者については、⑤、⑥及び⑧に記載したとおりであることを証明します。					事業の名称			
令和3年 7 月 24 日					〇〇工業			
					電話(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇			
					〒 761-x〇x〇			
					事業場の所在地			
					高松市高松町〇〇			
					事業主の氏名			
					代表取締役 〇〇 淳			
					(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)			
⑨ 添付する書類その他の資料名					遺族補償年金請求書に添付			

上記により葬祭料又は複数事業労働者葬祭給付の支給を請求します。

令和3年 7 月 25 日

〒 100-8916

電話(〇〇)〇〇〇〇-〇〇〇〇

請求人の 住 所 千代田区霞が関 1-2-2

高松 労働基準監督署長 殿

氏 名 厚労 花子

振込を希望する金融機関の名称		預金の種類及び口座番号	
〇〇	銀行・金庫	本店・本所	普通・当座 第654321号
	農協・漁協・信組	出張所	口座名義人 厚労 花子
		支店	

この用紙には災害の発生した事業場または主に負荷があったと考える事業場について記載ください。

通勤災害の場合は様式第16号の10

被災労働者の直接所属する事業場が一括適用の取扱いをしている支店、工場、工事現場等の場合に記入します。

事業主の証明が必要です。支店長等が事業主の代理人として選任されている場合、当該支店長等の証明を受けてください。

「事業主の氏名」欄には氏名だけでなく代表取締役等の「役職名」も記入してください。

ただし、働いていた会社が廃止されている場合や、会社が事業主証明を拒否するなど、事業主証明が得られない場合であっても労災請求はできますので、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

様式第16号(裏面)

⑩その他就業先の有無		
有	有の場合のその数 (ただし表面の事業場を含まない)	有の場合でいずれかの事業で特別加入している場合の特別加入状況 (ただし表面の事業を含まない)
無	社	労働保険事務組合又は特別加入団体の名称
労働保険番号(特別加入)		加入年月日 年 月 日
		給付基礎日額 円

【注意】

1. 事項を選択する場合には該当する事項を○で囲むこと。
2. ②には、死亡労働者の傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金に係る年金証書の番号を記載すること。
3. ③の死亡労働者の所属事業場名称・所在地欄には、死亡労働者が直接所属していた事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、死亡労働者が直接所属していた支店、工事現場等を記載すること。
4. 平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間が含まれている場合に、当該平均賃金に相当する額がその期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金に満たないときは、当該みなして算定した平均賃金に相当する額を⑧に記載すること。(様式第8号の別紙1に内訳を記載し添付すること。ただし、既に提出されている場合を除く。)
5. 死亡労働者に関し遺族補償給付若しくは複数事業労働者遺族給付が支給されていた場合又は死亡労働者が傷病補償年金若しくは複数事業労働者傷病年金を受けていた場合には、①、⑤及び⑥は記載する必要がないこと。事業主の証明は受ける必要がないこと。
6. 死亡労働者が特別加入者であった場合は、⑧にはその者の給付基礎日額を記載すること。
7. この請求書には、労働者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調査に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類を添えること。
8. 死亡労働者が特別加入者であった場合には、⑤及び⑥の事項を証明することができる書類を添付すること。
9. 遺族補償給付又は複数事業労働者遺族給付の支給の請求書が提出されている場合には、7及び8による書類の添付は必要でないこと。
10. ⑩の「その他就業先の有無」で「有」に○を付けた場合は、様式第8号の別紙3をその他就業先ごとに記載すること。その際、その他就業先ごとに様式第8号の別紙1を記載し添付すること。なお、既に他の保険給付の請求において記載している場合は、記載の必要がないこと。
11. 複数事業労働者葬祭給付の請求は、葬祭料の支給決定がなされた場合、遡って請求されなかったものとみなされること。
12. ⑩「その他就業先の有無」欄の記載がない場合又は複数就業していない場合は、複数事業労働者葬祭給付の請求はないものとして取り扱うこと。

複数の事業場で就業されている場合、「有」に○をつけ、事業場数を記入してください。ここで記入された事業場ごとに様式第8号(通勤災害の場合は様式第16号の6)別紙1から別紙3の作成が必要となります。ただし、すでに休業(補償)等給付の請求時に別紙1から別紙3を提出している場合は不要です。

複数の事業場で就業されている場合で、かつ特別加入している場合に記入してください

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
			() —

社会復帰促進等事業について

労災保険では、保険給付の他に、被災労働者の円滑な社会復帰の促進や遺族を含めた援護などを図るために、以下のような社会復帰促進等事業を実施しています。

例えば、遺族(補償)等給付を受給されている方に対しては、以下の支給を受けられる場合があります。

● 労災就学等援護費

労災就学等援護費には、労災就学援護費と労災就労保育援護費の2種類があり、遺族（補償）等年金を受給していて、一定の要件に該当する方で、

- ①生計を同じくしている子が学校※に在学中、またはこの子を就労のために保育所などに預けている場合(※小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校等)
 - ②受給している本人が在学中または保育所などに預けられている場合
- に支給します。

「労災就学等援護費支給申請書」に在学証明書など必要な書類を添えて、労働基準監督署長に提出してください。

また、遺族(補償)等年金を受けられない方については、以下の支給を受けられる場合があります。

● 長期家族介護者援護金

一定の障害により、障害等級第1または2級の障害(補償)等年金もしくは傷病等級第1または2級の傷病(補償)等年金を10年以上受給していた方が、業務外の原因で死亡した場合、一定の要件を満たすご遺族の方に、長期家族介護者援護金を支給します。

「長期家族介護者援護金支給申請書」に必要な書類を添えて、労働基準監督署長に提出してください。



労災 請求書

検索

請求書は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousaihoken.html)

トップページ「分野別の政策一覧」雇用・労働＞労働基準＞労災補償＞労災保険給付関係請求書等ダウンロード

